

太田市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第52号

太田市契約規則の一部を改正する規則

太田市契約規則（平成17年太田市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第15条の表1の項中「1, 300, 000円」を「2, 000, 000円」に改め、同表2の項中「800, 000円」を「1, 500, 000円」に改め、同表3の項中「400, 000円」を「800, 000円」に改め、同表4の項中「300, 000円」を「500, 000円」に改め、同表6の項中「500, 000円」を「1, 000, 000円」に改める。

第41条第2項ただし書中「130万円未満」を「200万円未満」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の太田市契約規則第15条及び第41条第2項ただし書の規定は、この規則施行の日以後に入札又は契約方法が決定された案件について適用し、同日前に入札又は契約方法が決定された案件については、なお従前の例による。